

山形県タイ向け輸出に係る選果こん包施設認証実施要領

第1 目的

この要領は、タイ王国保健省告示（2017年386号）「特定生鮮野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」（以下「告示」という。）に基づき、山形県（以下「県」という。）が認証制度を運用するにあたり必要な事項を定める。

第2 定義

本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 検査対象施設

告示の附属文書1に掲げる農産物（山形県産に限る。）又はタイ保健省告示（2020年第420号）「食品の製造方法、製造におけるツール・用具及び保管」で認証が求められる農産物（山形県産に限る。）をタイ向けに輸出する県内の選果こん包施設であって、「農林水産省消費安全局長が定めるタイ向け生果実輸出検疫実施要領」に基づく登録選果こん包施設又は登録申請中の選果こん包施設（以下「施設」という。）を対象とし、施設ごとに認証を行う。

(2) 認証

告示が定める認証基準を満たしている施設として、県が認め証明することをいう。

(3) 認証取得者

前号の規定により認証を取得した施設の責任者をいう。

(4) 認証基準

告示の附属文書2（別添1）において定める基準をいう。

(5) 検査

認証基準を満たすか否かを判断するため、認証の申請があった施設において、県が検査を行うことをいう。

第3 認証の申請

(1) 申請者の要件

認証を申請することができる者は、第2（1）に掲げる検査対象施設の責任者とする。

(2) 申請方法及び申請先

申請者は、認証申請書（別記様式第1号）に必要書類を添付し、山形県農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課あて提出する。

(3) 検査及び認証に係る費用

現地検査経費及び認証経費は無料とする。

第4 検査の実施

(1) 検査員

検査は、普及指導員の資格又は同等の知識を有し、適切に検査することができると県が認める者が行う。

(2) 検査方法及び検査内容

検査員は、対象施設が認証基準を満たすか否かの検査を、告示の附属文書3（別添2）において定めるチェックリスト及び採点基準に基づき、施設の目視による確認、マニュアル等の確認、申請者へのヒアリング等により行う。

(3) 再検査の実施

検査の結果、認証基準を満たしていないことが確認された場合には、県と申請者で協議の上、再検査を実施することができる。なお、初回の検査時に「良い／普通」と判断された項目については、検査を省略できるものとする。

(4) 検査結果の開示

県は、申請者から求めがあった場合には、検査結果を申請者あて開示するものとする。

第5 認証の通知及び証明書の有効期間

(1) 認証の通知

県は、当該施設が認証基準を満たしていることが確認された場合には、認証通知書（別記様式第2号）を申請者に通知し、山形県農林水産部長印を押印した証明書（別記様式第3号）を原本として県で保管する。

(2) 証明書の有効期間

証明書の有効期間は、発行日より3年間とする。

第6 証明書の原本証明

(1) 原本証明の申請

認証取得者は、タイ向けの輸出時に輸出入業者等に提供する目的で原本証明がなされた証明書の写しを求める場合には、原本証明申請書（別記様式第4号）を山形県農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課あて提出する。

(2) 原本証明の発行

県は、原本と写しが相違ない旨を証明し、原本証明がなされた証明書の写しを発行する。ただし、第9に基づく認証の取消がなされた認証に係る証明書の原本証明は行わない。

(3) 証明に係る費用

証明費用は無料とする。

第7 証明書の写しの目的外使用の禁止

認証取得者は、タイ向けの輸出時に輸出入業者等に対し提供する目的以外に、証明書の写しを使用してはならない。

第8 証明書記載事項の変更

(1) 証明書記載事項の変更申請

認証取得者は、証明書の有効期間内において、認証内容に変更が生じた場合には、証明書記載事項変更申請書（別記様式第5号）により、山形県農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課あて遅滞なく申請する。

(2) 証明書の再発行等

県は証明書記載事項変更申請書を受理した際には、必要に応じて再検査を実施の上、証明書を再発行することができる。

なお、再発行された証明書の有効期間は当初発行の証明書の有効期間と同一とし、証明書の再発行があった際には、認証取得者は、当初発行の原本証明がなされた証明書の写しを、山形県農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課あて遅滞なく返却する。

第9 再受検および認証の取消

(1) 再受検

県は、必要と認められる場合には、認証者に対して再度の受検を求めることができる。その際の検査については、第4に基づいて実施する。

(2) 認証の取消

県は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、当該認証を取り消し、認証取消通知書（別記様式第6号）により施設の責任者あて通知する。

- ① 認証取得者の取組が認証基準を満たしていないなど、不適切な事実が確認され、かつ県による改善指導に従わない場合
- ② 認証取得者の取組が認証基準を満たしていないなど、不適切な事実が疑われ、かつ県による再受検の求めに応じない場合
- ③ 認証取得者の申請内容に虚偽が判明した場合
- ④ 認証取得者が証明書の写しを不正に使用した場合
- ⑤ その他、認証取得者が、山形県産農産物の信頼性を著しく損なう行為をした場合

なお、認証を取り消された認証取得者は、原本証明がなされた証明書の写しを、山形県農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課あて遅滞なく返却する。

第10 認証の更新

認証取得者は、認証の残りの有効期間が3か月未満となった日以降に、更新の申請を行うことができる。その申請及び検査等については、この要領に基づいて改めて行うものとする。

第11 申請書類等の保存及び保存期間

(1) 申請書類等の保存

県は、認証に際し、申請書類（添付書類及び証明書記載事項変更申請書を含む。）の原本、認証通知書（認証取消通知書を含む。）の写し、証明書及び検査結果を保存するとともに、次の各項目を記載した一覧表（別記様式第7号）を作成し、保存する。

- ① 申請書類の受付年月日
- ② 施設の名称、所在地及び連絡先
- ③ 施設の責任者の氏名、住所及び連絡先
- ④ 証明書に記載された品目
- ⑤ 検査年月日（再検査を実施した場合には再検査年月日も含む。）

(2) 保存期間

県は、前号に規定する書類について、県の規定に従い5年間保存する。

第 12 秘密保持義務等

この要領に基づく認証業務に従事した者は、業務に関して知り得た秘密を、第三者に漏えいし、又は自己の利益のためにこれを利用してはならない。

第 13 苦情等への対応

(1) 体制の整備

認証取得者は、この要領に基づく認証を取得した施設から出荷したタイ向け農産物に対する苦情や問い合わせ、事故等（以下、「苦情等」という。）の処理について、適切な対応が可能な体制を整備する。

(2) 認証取得者の責務

認証取得者は、出荷したタイ向け農産物に関する苦情等について責務を負う。なお、事故が発生した場合は、出荷品目の回収等を輸出入業者等と協力しながら最優先に行い、事故が広がることのないよう迅速に対処するとともに、原因を究明し再発を防止する。

第 14 その他

この要領に定めるもののほか、認証の実施に係る必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年9月24日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年9月2日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第3号の規定による証明書でこの要領の施行の際現に効力を有するものは、改正後の同様式の規定による証明書とみなす。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第3号の規定による証明書でこの要領の施行の際現に効力を有するものは、改正後の同様式の規定による証明書とみなす。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月13日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第2号の規定による認証通知書でこの要領の施行の際現に効力を有するものは、改正後の同様式の規定による認証通知書とみなす。
- 3 この要領の施行前に別記様式第3号の規定による証明書が交付された認証取得者に対する要領の適用については、なお従前の例による

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。